

## 第5章

# 日本

——複雑な評価制度と大学の疲弊——

岸 真由美



日本の大学図書館（二階宏之撮影）

## はじめに

研究評価は現在世界のさまざまな国で導入されている。世界に先駆けて1986年に研究評価を導入したイギリスは、財政難を理由として新自由主義的改革による「小さな政府」を追求し、高等教育においては研究評価による公的資金の適切配分をめざした。他方、イギリスと同じく研究評価制度の導入では先駆者であったオランダは、1983年に導入した資金配分のための評価制度を、2003年に大学の改善と説明責任をおもな目的とする評価システムに大きく変更した。各国が研究評価を行う目的は大きく3点あり、公的資金の傾斜配分、大学の研究活動の改善、説明責任である（林2017；竹内2019）。

日本でも、1980年代半ばから新自由主義に基づき「規制緩和」と「構造改革」を柱とする経済政策や行政改革が行われ、さらに情報化や国際化の進展と大学の大衆化などを背景として、教育政策においても経済界の要請を受けた新自由主義による大学の構造改革が進められた。また1990年代半ばから進められる科学技術創造立国政策において、大学は産官学連携・科学技術イノベーションの推進拠点となることが求められた。そのために政府は大学改革を進める一方、「選択と集中」により、自然科学系の重点分野や政策課題対応型の研究開発により多くの資金を配分する姿勢を強化し、公的資金の配分にあたっては厳正な評価の実施を求めてきた。

こうした政府による改革や政策の流れのなかで、1990年代に入ると大学をはじめとする学術機関に対する評価（以下、「大学評価」）が制度として導入され、実施されるようになってきた。とりわけ、大学のなかでもおもに公的資金で運営を行う国立大学は、これらの政策の影響を最も受けてきた。研究者に対する研究評価についても、こうした背景のもとで、大学における業績評価や科学研究費助成事業（以下、「科研費」）等の審査のための評価として広く実施されるようになった。

本章では、第1節で日本の大学評価がどのような経緯で、またどのような

政策を背景として導入されてきたのかを概観する。第2節では国立大学で実施されている現行の大学評価制度の実態について述べる。第3節では、大学評価制度、およびその背景にある政策が大学に与えた影響をまとめる。第4節では研究者の個人評価の実態と課題について考察する。そして最後に、現行の評価制度と日本の学術政策の問題点を整理する。

## 第1節 教育改革・行政改革の一環としての大学評価

本節では、日本において制度として導入された3つの大学評価、すなわち認証評価、国立大学法人評価、および科学技術政策における研究評価について、その導入の背景を概観する。

### 1-1. 高等教育研究の質保証・説明責任としての自己評価・認証評価

中曽根内閣時代の1984年から1987年8月まで、戦後教育の見直しのため内閣総理大臣の諮問機関として臨時教育審議会（以下、「臨教審」）が設置された。臨教審は、受験戦争の過熱化や教育環境の荒廃、学歴社会の弊害が社会問題となるなか、画一的な教育や学校中心主義的な教育からの脱却を提言した。高等教育については、臨教審は大学教育の充実・個性化のための大学設置基準の大綱化（すなわち自由化）、高等教育機関の多様化と連携、大学院の充実と改革などを含む4次にわたる答申を行った。答申では、大学に対する国の規制を緩和し、大学の個性化・多様化を図る一方、評価による大学の質の維持と、社会に対する説明責任の遂行を求めた。そしてそのために、大学の認証評価（アクレディテーション）の実施を含む大学評価と大学情報の公開が提起された。

その後、臨教審の勧告を受けて1987年9月に大学審議会（以下、「大学審」）が文部省に設置された。大学審は、2001年1月の中央省庁再編により文部科学省に設置された中央教育審議会（以下、「中教審」）に統合され、中教審

大学分科会となるが、それまでに28件の答申・報告を発表している。とりわけ1991年の「大学教育の改善について」（以下、「91年答申」）は、大学設置基準の大綱化と大学評価を主要事項として構成されていた。91年答申に基づき、1991年にまず「大学設置基準」「大学院設置基準」が改正され、国公立の別を問わず、すべての大学がその特色に応じて学部の種類やカリキュラムなどを自由に決められるようになった。その一方で教育の質の保証を目的として、各大学における「自己点検・評価」の実施とその結果の公表が努力義務として定められた。

大学審はさらに1998年に「21世紀の大学像と今後の方策について——競争的環境の中で個性が輝く大学——」（以下、「98年答申」）を答申した。98年答申では、21世紀の大学像として多様化・個性化と大学院教育の拡充を追求し、第三者評価を含む多面的な評価システムの確立と資源の効果的配分を行うことが提案された。98年答申を受けて1999年に再び改正された大学設置基準等では、自己点検・評価は評価結果の公表も含めて義務となり、学外の第三者による外部評価の実施も努力義務として追加された。

さらに2001年、内閣府に設置された統合規制改革会議が出した「規制改革の推進に関する第1次答申」において、第三者による継続的な認証評価制度の導入が提起され、2002年には中教審が、「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」において、自己点検・評価とともに、国の認可を受けた第三者評価機関による評価制度の導入を提言した。これをふまえて2004年に施行された改正学校教育法では、質の保証と社会的な説明責任の観点から、自己点検・評価とその結果の公表が法律に明記されることとなった。また高等教育機関に対して、一定期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による認証評価を実施することも定められた。

## 1-2. 行政改革の一環としての国立大学法人評価

国立大学法人制度は認証評価制度の施行と同じ2004年に始まったが、この制度は、これに先立つ2001年4月に実施された独立行政法人（以下、「独法」）

制度をモデルとして導入された制度である。独法制度は1990年代後半、政府が進めた一連の規制緩和政策と行財政改革の一環として実現された。1996年に発足した第2次橋本内閣は、行政改革において中央省庁の再編と公務員定数の1割削減を掲げたが、その受け皿として構想されたのが独法制度である。これは政府が実施すべき事業のうち、外部化できる一定の事業を切り離し、これを担当する機関に独立の法人格を与えて、実施機能を担わせることで、行政のスリム化を図るものである。独法は使途を特定しない運営費交付金（以下、「交付金」）を財源とする自律的な業務運営を行う一方、主務大臣が指示する目標をふまえて3年から5年の実施計画を策定し、目標の管理を行うとともに、透明性の確保のための事後評価を受ける。これにより独法は政策のPDCAサイクル<sup>1)</sup>を機能させ、民間企業の経営手法を導入して業務の効率性・質の向上を図るものとされた。

こうした行政スリム化を図る独法制度の国立大学への適用については、当初、文部省は高等教育や学術研究の崩壊につながるとして強く反対の立場をとっていた。しかし、1999年に小渕内閣で公務員定数の削減率が25%まで積み増しされ、公務員定数の削減圧力がさらに強くなるなか、小泉内閣のもと文部科学大臣から出された「大学(国立大学)構造改革の方針」(いわゆる「遠山プラン」)が国立大学法人化の大きな転機となった。遠山プランでは、①国立大学の再編・統合、②国立大学法人への早期移行、③第三者評価による大学への競争原理の導入が提起された。そして2003年には国立大学法人法案が国会で承認され、2004年4月から制度が施行されることとなった(田中・佐藤・田原2018;細井2018)。

これにより、国立大学は法人として6年ごとの中期目標・中期計画に加え、年度計画を策定し、これらに基づいて活動し、各年度や期間終了後にはその達成度について第三者評価を受けることとなった。さらに国立大学法人は、

1) 政策の質と効果を高めるために行われる、企画立案(plan)、実施(do)、評価(check)、改善(action)をおもな要素とするマネジメント・サイクル。

勤務する教職員の勤務成績の評定を行うことも同時に求められた（「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第20条）。また、第1次安倍内閣で設置された教育再生会議がまとめた第2次報告（2007年6月）では、「我が国が成長力を高め国際競争に打ち勝っていく」ために「徹底した大学・大学院改革」が必要とされ、そのための高等教育財政として、「選択と集中による重点投資」「多様な財源の確保への努力」「評価に基づく効率的な資源配分」の3つの柱が設定された。以後、政府の国立大学改革はこれらの方針を継承して進められてきた。

### 1-3. 科学技術政策のもとでの研究評価の導入

1990年代のバブル経済崩壊により経済成長が鈍化するなか、1980年代まで拡大していた日本の研究費の伸びが鈍ったことを背景として、科学技術創造立国政策が進められ、1995年に「科学技術基本法」が施行された。この政策は、産官学連携のもとで、産業競争力の強化につながるライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテク、材料などを重点分野とした科学技術イノベーションの推進をめざしたものである。1996年には第1期「科学技術基本計画」（1996～2000年度）が閣議決定され、研究開発活動について厳正な評価を実施すること、そのために「国の研究開発全般に共通する評価の在り方に関する大綱的な指針」を策定することが定められた。これに基づき、1997年8月、指針が内閣総理大臣決定された。指針の目的は、「外部評価の導入、評価結果の公開、研究資金等の研究開発資源の配分への適切な反映等を求めることにより、研究開発評価の一層効果的な実施を図ること」とされ、評価対象は科研費を含む競争的資金等による研究開発課題および研究開発機関（大学等を含む）に限定されていた。

しかし、第2期の計画（2001～2005年度）の決定、および後述する政策評価の導入の流れを受け、2001年11月に先の指針の内容を大幅に改正した「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が決定された。この改正では、研究開発施策と研究者等の個人の業績も評価対象に加えられ、評価の公正性と透明

性の確保、評価結果の予算・人材等の資源配分への適切な反映、評価に必要な資源の確保と評価体制の整備を図ることが重要な改善点として盛り込まれた。各府省も、大綱的指針をガイドラインとして、評価方法などを定めた具体的な指針を策定することとされた。

また、2001年に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「政策評価法」）によって、政策評価が義務づけられた。政策評価法制定の目的は、政策の効果や有効性などを評価し、その結果を政策に適切に反映し、評価結果に関する情報を公表することで、国民に対する行政の説明責任の徹底を図ることであった。政策評価法に基づき、「政策評価に関する基本方針」が閣議決定され（2001年12月28日）、さらに各省庁が政策評価の基本計画および実施計画を策定した。政策には科学技術・学術政策も含まれ、これも政策評価の対象となることから、2001年改正の大綱的指針では、研究評価と政策評価との整合性が図られた。具体的には大綱的指針による評価は、政策評価法に示された施策評価の対象範囲は異なるものの、基本的にめざす方向は同じくするものと定められた。また政策評価の観点をふまえ、①必要性（科学的・技術的意義、社会的経済的意義、目的の妥当性など）、②効率性（計画・実施体制の妥当性など）、③有効性（目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の養成など）の3つの観点から行うものとされた。

## 第2節 各大学評価の実施方法およびちがい

先にみたように、日本の研究評価は教育改革や行政改革、政策的な要請など、それぞれの目的により実施が義務づけられており、このため、大学を対象とする複数の研究評価制度がそれぞれの目的に対応して個別に存在する。本節では各大学評価の方法や実態、各評価のちがいについてまとめる。

## 2-1. 質保証としての自己点検・評価，および認証評価

自己点検・評価は，大学等が自己の目的・目標に照らして教育研究等の状況を点検し，優れている点や改善すべき点等を評価し，その結果を公表するとともに，その結果をふまえて改善向上を行うための内部質保証の仕組みである（大学評価・学位授与機構 2014）。各大学は，各認証評価機関が定める評価基準に従って自己点検・評価を行う。自己点検・評価の結果は，後述する第三者機関による認証評価の前提となる。

1993年5月現在の実施状況は，全国534大学中（国立98，公立41，私立385），自己点検・評価のための全学体制を整備した大学は402校（国立98，公立3，私立274），うち結果を公表した大学は59校（国立50，公立1，私立8）であった（細井 2018）。さらに1999年の自己点検・評価実施および公表の義務化，2004年の自己点検・評価および結果の公表の法律への明示を経て，2008年度には683校（91%）が自己点検・評価を行い，669校（90%）が評価結果を公表しており，着実に実施率が上昇した（戸澤 2011）。自己点検・評価の適用単位や実施周期は設定されていない。各大学は大学全体および学部・学科などの組織単位で定期・不定期に自己点検・評価を実施している。

認証評価は，文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関が，作成した大学評価基準に基づき，各大学がこの基準を満たしているかを評価するものである。認証評価の目的は，大学等が設置認可後に一定期間ごとに第三者評価を受けることにより，大学が設立された後も，自らの教育研究の質の継続的な改善向上を図るとともに，社会への説明責任を果たすことである。認証評価には「機関別認証評価」と「専門分野別認証評価」の2種類がある。機関別認証評価はすべての国公私立大学，短期大学および高等専門学校を対象とし，7年ごとに評価を受ける。専門分野別認証評価は，専門職大学院をおく大学を対象とし，5年ごとに評価を受ける。会計大学院や法学大学院などを設置する総合大学の場合は両方の認証評価を受審しなければならない。また複数の専門職大学院のみを設置する大学院大学はそれぞれの分野の認証評価を受審しなければならない。



機関別認証評価において、大学を対象とする認証評価機関は、①公益財団法人大学基準協会（2004年8月31日認証）、②独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（2005年1月14日認証）、③公益財団法人日本高等教育評価機構（2005年7月12日認証）の3つがある。各大学は複数の認証評価機関から評価を行う機関を選択して受審する。それぞれの認証評価機関が対象とする大学については、大学基準協会と日本高等教育評価機構が私立大学、大学改革支援・学位授与機構は国立大学法人が中心である。評価基準については、たとえば大学改革支援・学位授与機構が2019年度から実施する認証評価では、①教育研究上の基本組織、②内部質保証、③財務運営、管理運営および情報の公表、④施設および設備ならびに学生支援、⑤学生の受入れ、⑥教育課程と学習成果の6つが設定されている。細井によれば、評価内容はいずれの認証評価機関もおおむね準化されているが、各評価機関によって、評価の対象領域への重点のおき方は異なる（細井2007）。

## 2-2. 資金配分と説明責任のための国立大学法人評価

国立大学法人評価は、各国立大学法人（大学共同利用機関法人を含む）が作成し、文部科学大臣が認可した中期目標・中期計画、および毎年度計画に対し、その教育研究活動や経営面等の総合的な達成状況を、文部科学省国立大学法人評価委員会が評価するものである。法人評価の実施周期は、毎事業年度終了時と中期目標期間終了時である。すでに第2期中期目標期間までの評価の実施が終了している。評価方法は、達成状況を5段階（非常に優れている／良好である／おおむね良好である／不十分である／重大な改善事項がある）で評価するものである。

教育研究活動に関する評価は、各大学が定めた中期目標の達成度を大学単位でみる「達成状況評価」と、学部・研究科での「教育・研究水準」および「質の向上度」に関する「現況分析」からなる。教育研究活動に対する評価項目は、①教育（教育内容および教育の成果等、教育の実施体制等、学生への支援）、②研究（研究水準および研究の成果等、研究実施体制等の整備）、③その他

(社会との連携や社会貢献、国際化)の3つである。教育研究活動についての評価は、国立大学法人評価委員会の要請により大学改革支援・学位授与機構が行う。現況分析では、各学部・研究科が代表的な研究業績を専任教員数の20%を上限として提出する。提出にあたっては「学術的な意義」と「社会・経済・文化的な意義」のふたつの評価基準のどちらか一方、もしくは両方を選択する。提出された業績は科研費の細目ごとに2名のピアレビューアがSS(卓越)、S(優秀)、S未満の3段階で評価する(林2018)。

国立大学法人評価と認証評価のちがいとして、前者では、独法通則法の準則規定により、総務省の政策評価・独法評価委員会の評価を受けること、評価結果が次期中期目標の内容や交付金の算定に活用されること、がある。第1期の評価結果は第2期の交付金に反映された。反映額の算定方法はつぎのとおりである。財源は第1期中期目標期間の最終年度に配賦された交付金に削減係数1%を乗じた額を拠出した財源拠出額である。4つの評価項目(教育水準、研究水準、教育研究達成度、業務運営達成度)ごとに「評価ウェイト」を算定し、評価項目間の重みづけを行ったうえで「総合評価ウェイト」を算定する。各評価項目のウェイトの配分は、教育水準30%、研究水準30%、教育研究達成度20%である。総合評価ウェイトは最高点を91.00として、「評価反映係数」を算定し、財源拠出額に評価反映係数を乗じて再配分額を算定された(旺文社教育情報センター2010)。

第2期の評価結果も第3期の交付金に反映されている。具体的には、学部・研究科等を単位とする現況分析のうち、研究水準に関する「学部・研究科等を代表する優れた研究業績」の評価結果が交付金に反映された。しかし、優れた評価結果を得た30大学にのみ配分されており、総額は約30億円と金額はさほど大きくなかった(林2017;竹内2019)。第3期に創設された「重点支援枠」の方が約100億円の規模でむしろ予算額が大きい。重点支援枠は、各大学が特色を打ち出し多様な教育研究を実施するため、大学の機能分化を進める仕組みである。各大学は①卓越した教育研究、②専門分野の教育研究、③地域貢献の3つの枠組みからいずれかを選択する。大学は、自ら選んだ機

機能強化の取り組みに対して事前および事後に評価を受け、その結果によって交付金が増減する。第3期の初年度である2016年度は各大学の機能強化の構想が評価の対象となり、2017年度以降は実際の取り組み状況・進捗状況が評価された。重点支援枠で配分される機能強化促進経費の財源は、交付金のなかから各大学が機能強化促進係数分として拠出した1%分の金額である。再配分額は、評価結果から算出した反映率（70%～120%）をそれぞれの大学の拠出額に乗じた金額とされた（旺文社教育情報センター2016）。

大学法人評価については、交付金への評価反映額は決して大きくない。関は、第1期の評価において総合大学で実質トップの評価を受けた大学の学長のつぎのような声を紹介している。「評価反映額はわずか300万円に過ぎない。しかも評価反映分の原資は各国立大学法人が出資しているので、実際に手にした交付金増加額は、数十万円に過ぎない。これでは、法人評価にかけたコピー代にすら遠く及ばない」（関2010）。

### 2-3. 大学改革支援等の補助金配分に関する評価

大学が応募した補助金事業について、その採択の決定のために実施される評価である。第三者による公正な審査を担保するため、有識者や専門家などから構成される委員会を設置し、ペーパーレフェリーの専門的意見もふまえて審査を行う。委員会は審査結果を文部科学省にフィードバックし、文部科学省がこの結果をふまえて最終的な決定を行う。これらの補助金に関する委員会の運営は、科研費と同様、おもに日本学術振興会が行っている。

大学を対象とする補助金事業はこれまでにいくつか実施されている。「21世紀COEプログラム」（2002～2004年度）は、日本の大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を図るためのプログラムである。2007年度に始まるその後継の「グローバルCEOプログラム」は採択数を半分に減らし、その分1件当たりの補助金を増やした。2014年度から始まる「スーパースーパーグローバル大学創成支援」（SGU）は、世界水準の教育研究を行う大学「タイプA（トップ型）」（13大学）

と日本社会のグローバル化を牽引する大学「タイプB（グローバル化牽引型）」（24大学）とに分けて国際化と大学改革を進める支援プログラムである。さらに2017年度には、世界トップレベル大学と競い、教育研究活動の展開が見込まれる国立大学を、国が重点的に支援する「指定国立大学」プログラムが開始された。

### 第3節 大学評価とその影響

#### ——評価疲れ、財政難と大学間格差の拡大——

日本で実施されている異なる複数の大学評価は、大学の活動や運営にどのような影響を与えているのだろうか。本節では、大学評価やその背景にある政策の影響と課題についてまとめる。

#### 3-1. 重層的な評価制度と評価疲れ

認証評価の課題として、自己点検・評価報告書の作成や根拠資料の準備、訪問調査の日程調整など、受審にあたって準備に膨大な労力がかかる割には、認証評価制度の目的である教育研究の改善向上につながっていないことが指摘されている（酒井 2017）。また国立大学法人評価について、国立大学は認証評価とは別に実施が義務づけられており、かかる労力の過重さが課題となっており、この点はすでに第1期中期目標期間中から指摘されている。たとえば国立大学協会は、「認証評価と法人評価は、根拠法令が異なるだけでなく、評価の目的や性格が明らかに異なっている」にもかかわらず、「評価を受ける大学側にとっては、書式や記載事項の異なる2種類の評価を受けることを義務づけられているというのが実感であり、準備作業の繁雑さに追われている」としている（国立大学協会 2007）。

中教審大学分科会も、大学側の作業負担などの「評価疲れ」の現状を受け、評価の効率的な実施の観点から、大学が「定期的な自己点検・評価等に取り

組み、自らの大学のデータの収集・把握に日常的に努める」一方、「国立大学法人評価などの他の評価における教育研究に関する評価資料・結果も活用した評価」に取り組むことを提案している（中央教育審議会 2016）。また、中教審大学分科会のワーキンググループにおいても、評価業務の重複を解消し、負担軽減のため内容的に共通する部分を整理することが可能ではないかとの意見が出されている（下條 2017）。

日本の評価制度は複雑かつ重層的なシステムになっているために、被評価者である大学および評価者側の負担が大きい。とくに国立大学法人評価については、評価結果の交付金への反映分は極めて限定的である。今後複雑な大学評価の制度を整理し、評価実施にかかる費用や労力とその活用や効果のバランスもふまえて、効率的な制度を整えていく必要がある。

### 3-2. 大学間格差と自然科学分野への偏重の拡大

国立大学法人制度のもと、国立大学の交付金は導入当初から一貫して減少してきた。交付金には経営改善を課す目的で毎年ほぼ1%の削減係数がかけられており、年々支給額が減少する仕組みになっているためである。交付金の総額は、法人化初年度の2004年度（1兆2415億円）から2015年度（1兆945億円）までの11年間で11.8%（1470億円）縮小した。この額は中小規模の国立大学38校分の配分額に相当する。さらに交付金の配分額では、トップの東京大学の803億3824万円をはじめ、旧帝大を含む上位10大学が配分額の42.1%を占めており、もともと大学の差が大きい（旺文社教育情報センター 2015）。法人評価の結果を次期中期目標期間中の交付金の支給額に反映する仕組みも、その財源は係数によって削減された金額である。また元の予算規模に応じて配布額が決まる仕組みであるため、予算規模の小さい中小規模の国立大学では、高評価を得たとしても、その反映額は小さいままである。

減る一方の交付金分を補うため、まず経費削減として、各大学はおもに常勤教職員の退職後の補充を抑え、非常勤や任期付きのポストを増やすなどの措置を行い、人件費の削減に努めてきた。そのうえで、補助金や科研費に代

表される競争的外部資金の獲得を積極的に図ってきた。国立大学の収入構造をみると、組織への補助金と個人への補助金の合計は、2004年度から2014年度までの10年間で1397億円から2863億円へと急テンポで増加している(田中・佐藤・田原2018)。

2000年代以降、政府は限りある資金を競争的に大学に配分する「選択と集中」を進め、交付金を減らす一方で、「21世紀COEプログラム」「グローバルCOEプログラム」「スーパーグローバル大学創成支援」「指定国立大学」などの競争的外部資金を増やしてきた。さらに政府は、研究者個人への科研費などの競争的資金も拡充してきた。しかし、そもそも競争的外部資金の獲得力は大学によって差があり、交付金削減分が、旧帝大では補助金や政府の受託研究費といった公的資金によって埋め戻されるが、中小規模大学では埋め戻されておらず、大規模大学との差が拡大している(豊田2019)。

また、競争的外部資金の獲得力はそれぞれの大学が有する学部・学科の学術分野、つまり自然科学分野と人文・社会科学分野の構成も影響する。たとえば科研費は、直接経費に対して3割が間接経費として研究者が所属する機関に措置される。間接経費は、科研費による研究の実施に伴う研究機関の管理などに必要な経費として使用される。しかし、科研費の配分額は応募件数や応募額に応じて決定されるため、比較的少額の研究課題が採択される人文・社会科学分野は、採択件数の割合に比べて配分額の割合が低くなるのである。日本学術振興会の報告によれば、2015年度の採択件数約2万6003件のうち、人文・社会科学分野は4716件(18.1%)、配分額は合計626億円のうちわずか68億円(10.9%)である(日本学術振興会2015)。このため、旧帝大や大規模総合大学、医・理工系大学に比べ、教員養成系大学や文科系大学は競争的資金を得にくい構造がある(田中・佐藤・田原2018)。

さらに、自然科学分野偏重と人文・社会科学分野軽視の不均衡な構造は今後も強まることが懸念される。文部科学省が2010年に行った調査では、人文学分野の教員が国公立全体では1998年から2007年にかけて485人増加(2%)しているにもかかわらず、国立大学では703人減少(-11.4%)してい

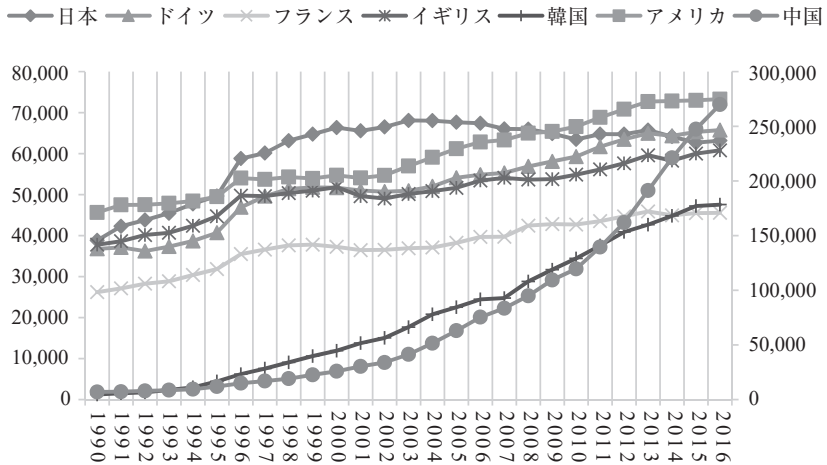
る（文部科学省 2010）。そもそも日本の大学教員に占める人文・社会科学分野の教員の割合は、他の先進国と比べても相当に低い。林と土屋は、イギリスの全大学の教員の41%が人文・社会科学であるのに対し、日本は17%であると述べている（林・土屋 2016）。2018年度の総務省統計局のデータでも、日本全体の研究員数（866950人）に占める人文・社会科学分野（106580人）の割合はわずか12%である。大学に限ってみても、研究本務者（294257人）に占める人文・社会科学分野（61669人）の割合は20%にとどまる（総務省統計局 2018）。

政府は、2012年の「大学改革実行プラン」において国立大学のミッションの再定義を求め、2015年6月8日の文部科学大臣通知（いわゆる「6.8通知」）において、「教員養成系学部・大学院，人文社会科学系学部・大学院」の見直しを要請した。教員養成系や人文・社会科学系の学部・大学院の見直しは、この傾向をさらに推し進め、国際的にみても薄い日本の人文・社会科学分野の研究の層をさらに薄くする可能性がある。

### 3-3. 日本の研究力の減退とその要因

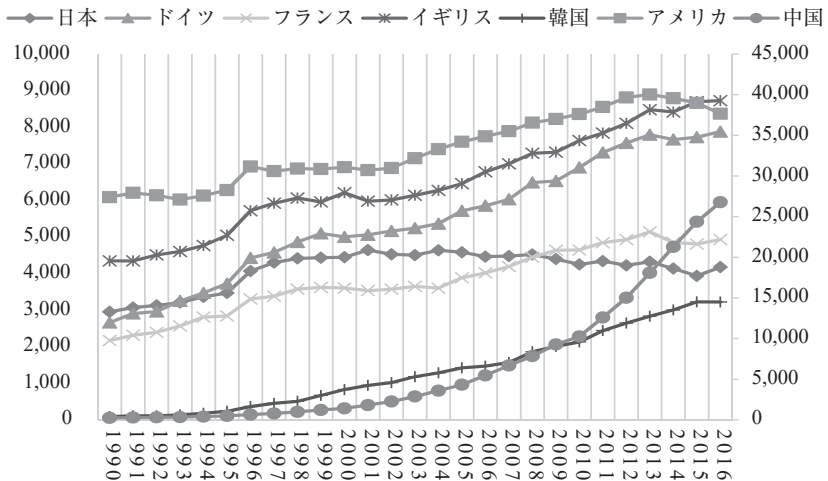
政府は1990年代半ばから現在まで科学技術創造立国政策を進め、「選択と集中」による資金の競争的配分を進めてきた。しかし、日本の研究力は過去10年下がり続けていることが指摘されている。10年前と比較して日本の論文数はほぼ横ばいだが、他の国の論文数が拡大するなか順位が低下している（図5-1）。日本は主要国で唯一、論文数や注目度の高い論文（トップ10%）の数も減っている（図5-2）。また、イギリスとドイツでは国内論文数が1990年代後半からほぼ変わらずに国際共著論文数が著しく増加しているのに対して、日本は国際共著論文数が増加している一方、国内論文が2000年代半ばをピークに減少している。研究開発費総額の対GDP比率はイスラエルと韓国に次いで高いが、2008年以降は増減を繰り返し近年は減少傾向にある。さらに研究開発費総額に占める政府支出研究費の割合は、アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・日本の7カ国中、日本が最も低

図 5-1 各国の論文数の推移



(出所) 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2018」をもとに筆者加工・作成。  
 (注) アメリカおよび中国は右軸。

図 5-2 各国の Top10% 補正論文数の推移



(出所) 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2018」をもとに筆者加工・作成。  
 (注) アメリカおよび中国は右軸。



い（科学技術・学術政策研究所 2018）。

豊田は、この要因について詳細なデータ分析に基づき、つぎのように説明している。多くの先進国において論文数が増えたのは、政府からの大学研究資金が増えたことにより、研究人件費が増え、フルタイム相当研究従事者（FTE）<sup>2)</sup>が増えることで、論文数が増えるというメカニズムが働いているためである。他方で日本は、大学への公的研究資金、研究従事者数（FTE）、博士課程学生数が先進国中最低クラスに位置し、そしてそれがこの十数年間停滞している。これによって、博士課程教育機能、ひいては大学の研究機能が弱まっているのである（豊田 2019）。豊田はさらに、こうした状況を招いた原因を「選択と集中」政策にみる。前項でみたように、国立大学法人化後の交付金の削減分は、中小規模の大学では補助金や政府からの受託研究費では補填されず、大規模大学との差が拡大した。これまで交付金の一部は競争資金を獲得できるまでのスタートアップの研究費として使われていたが、いまや交付金を財源として大学内部で各教員や研究室に配分される研究費（内部研究費）が減っているのである。豊田は日本の研究力の低下の原因が、海外諸国と比べた際の「競争力のある大学の層の薄さ」にあり、日本の研究力の向上には「競争力のある大学の数を増やすことが必要」と断じている。

#### 第4節 研究者個人の業績評価とその実態

前節まで機関としての大学に対する評価の概要と、導入後の影響と課題をみてきた。本節では、研究者個人に対する研究評価について、その実態と課題をまとめる。研究者個人に関する研究評価は大きくふたつある。ひとつは大学が業績評価として実施するもの、もうひとつは科研費などの個人を対象

2) 研究時間を考慮した研究者の数。FTEはFull-Time Equivalentの略。大学教員が50%の時間を研究に充てている場合は2分の1人とカウントされる。

とした競争的外部資金における評価である。

#### 4-1. 大学における業績評価の導入

国立大学法人制度のもとでは、大学は自律的な経営が求められる一方で、中期目標・計画と年度計画に即して活動し、その達成度合いに関する評価を各年度や目標期間終了時に受けることが義務づけられた。このため各大学は学内の研究教育と業務運営について定期的な省察を行うことが必要になった。同制度においては所属する教職員の勤務成績の評定を行うことも要請されていた。さらに、教育の重視といった大学に対する社会的ニーズの高まりを受け、教育の質の向上を図り社会に対する説明責任を果たす必要性も高まっていた。こうした状況のもと、国立大学では学内のマネジメントの方法のひとつとして、教員個人の業績評価が2004年の法人化以降、急速に導入されるようになった。

大学における業績評価の実態については、文部科学省が2007年度と2014年度に三菱総合研究所に委託して実施した調査報告（三菱総合研究所2008; 2015）のほか、いくつかの先行研究がある。本項ではこれらをもとに、とくに国立大学における業績評価の実態をまとめる。なお、文部科学省の調査報告は、国公立大学（国立大学には大学共同利用機関法人研究所を含む）や研究開発型の独法などを対象にアンケート調査を実施し、その結果を集計、分析したものである。

##### (1) 業績評価の導入時期・導入率

三菱総合研究所の調査によれば、国立大学の多くは、法人化直後の2006年度から2007年度に業績評価の本格導入を行っている。2014年度までには国立大学の95%が、全学もしくは一部で何らかの業績評価を実施するようになっており、法人制度導入から10年でほぼすべての国立大学に業績評価が浸透したといえる。公立大学は、2004年度から「公立大学法人制度」が開始されており、国立大学とほぼ同時期に業績評価を導入しているところが多い。2014年度時点での導入率は全体の71%である。他方、大学法人化な

どの外部要因が少ない私立大学は導入時期が国公立大学ほど集中していない。

## (2) 業績評価の目的

寫田・奥居・林は文部科学省が実施した2007年度の委託調査のデータを用いて詳細な分析を行っている。それによれば、国公立大学のいずれにおいても、80%以上（国立大学では90%以上）が「教員の自己点検による意識改革」「教員個人の研究レベル向上」「教員個人の教育レベル向上」を評価導入の目的に挙げており、教員の意識・活動の改善が導入目的の中心になっている。また、国立大学は「社会に対する説明責任」（61.2%）、「組織運営の評価・改善のための資料収集」（53.4%）も回答率が比較的高く、教員評価の導入に法人評価や認証評価の影響がみられる。他方、公立大学では「社会貢献の推進」、私立大学では「教員の公平性・納得感の向上」が他の設置形態に比べて回答率が高い（寫田・奥居・林2009）。

2014年度調査では、任期なし／任期付き別、月給制／年俸制別の分析結果も報告されている。この結果からは、「任期付き」教員については、評価実施の目的として「優秀な教員の確保・維持」に重きをおく傾向があることがうかがえる（三菱総合研究所2015）。

## (3) 評価の方法

前掲の寫田・奥居・林は評価方法を大きく3つの類型に分けている。ひとつ目は、業績を何らかの手法で点数化し、その総合点を算出する「総合点算出型」、ふたつ目は、研究者や教員の数量的・定性的な業績をもとに、数字やアルファベットなどの記号を用いて段階的に優劣を判定する「業績段階判定型」、3つ目は、年度当初に研究者や教員個人が目標を設定し、その達成度を評価する「目標管理型」である。「業績段階判定型」と「目標管理型」は、さらに本人が自己評価を行う場合と、本人以外の評価者が評価を行う場合の2通りがある。調査結果では、国公立大学の区別によらずおおむね50%の大学が「総合点算出型」を採用している。設置者別では、国立大学が総合点算出型、業績段階判定型、目標管理型の順に多く、さらに、後者ふたつで

は、自己評価を前提とした第三者評価を行う大学が多い。公立大学と私立大学は評価者による業績段階判定型、総合点算出型の順に多い。

#### (4) 業績評価の項目

大学の業績評価の対象領域は、研究活動、教育活動、管理・運営、社会貢献活動の4つに分類される。対象領域ごとの項目はおおむね表5-1のとおりである。前掲の畠田・奥田・林によれば、研究活動では国公立大学のいずれにおいても、「論文」「学会発表」「専門書籍の編集・執筆」は約9割、論文の「被引用」は約4割が採用しており、これらは比較的定量化が可能な項目である。定性的な評価項目としては、「成果の学術的価値」「社会・経済・文化的な価値」がそれぞれ5割、4割で採用されている。また、国立大学では「受賞」「外部資金受入」「学会活動」「知財」が8割超で採用されている。教育活動では、「講義・演習担当数」を採用する大学が7割以上、「学生による授業評価」を用いる大学も6割を超える。管理運営、社会貢献では、国公立大学ともに「役職」「特定業務（教育・研究以外）の実績」「生涯学習支援」「学外の審議会・委員会」が80%を超える。また、国立大学では「国際貢献」「技術支援・技術相談」なども採用率が高い。

2014年度調査で新たに調査アンケートの回答に加わった項目として、研究活動における「論文掲載誌のインパクトファクター」「論文・総説の被引用」、教育活動における「学生の生活・履修指導」「教育改革関係の報告書の執筆」、管理・運営における「入試・学生募集活動」、社会貢献活動における「アウトリーチ活動（公開講座等）」がある。インパクトファクターを項目として利用する国立大学は45%に上り、公立大学の30%、私立大学の24%に比べると高い。また論文・総説の被引用の利用率も、公立大学の9%、私立大学の8%に比べると、国立大学は32%と大きな差がある。

インパクトファクターや論文の被引用件数が多く用いられているのは、クラリベート・アナリティクス社の引用索引データベース WoS やエルゼビア社のスコパス (Scopus) を用いることで、定量的な情報の収集と評価がしやすいためであろう。しかし、もともと図書館が購読すべきジャーナルを選

表5-1 評価分野と評価項目

評価領域	評価項目
研究活動	成果の学術的価値、成果がもたらす社会・経済・文化的な効果の価値、論文・総説、論文掲載誌のインパクトファクター、論文・総説の被引用、報告書の執筆、専門書籍の編集・執筆、学会発表・講演、学会活動（役職等）、特許・実用新案の出願・登録・ライセンス、ノウハウの創出、外部からの賞・表彰、競争的資金など外部資金の獲得
教育活動	講義・演習担当数、学生による授業評価、教科書等の執筆、研究室・ゼミの学生の指導、博士学生の育成数、学生の生活・履修指導、教育改革関係の報告書の執筆
管理・運営	役職、入試・学生募集活動、部局（内部組織）の設置趣旨に即した特定業務（教育・研究以外）の実績
社会貢献活動	生涯学習支援等、学外の審議会・委員会、診療活動・医療活動・教育臨床、マスコミ投稿・掲載・出演、国際貢献、技術支援・技術相談、アウトリーチ活動（公開講座等）、その他

（出所）三菱総合研究所（2008; 2015）に基づき筆者作成。

（注）下線部は、2014年度の調査で追加された項目である。

定するための指標として考案されたインパクトファクターを、個人の研究業績の評価に用いることについては多くの批判がある（根岸 1999；逸村・池内 2013）。論文の被引用についても、研究成果の出口が必ずしも英語のジャーナル論文ではない人文・社会科学分野では、そもそも自然科学と同じ指標を利用することで、分野によって偏りが生じる問題点が指摘されてきた。第1期国立大学法人評価の各大学の学部・学科を代表する研究業績を分析した林と土屋によれば、各大学が提出した研究業績のうち、WoSの収録率は、医歯薬学分野は98%だが、人文学では2%、社会科学では19%にとどまる（林・土屋 2016）。

#### （5）評価結果の活用状況

業績評価の結果の活用状況について、寫田・奥田・林の調査によれば、国公私立大学を問わず「給与」「賞与」への一定程度の活用がみられる。2014年度調査では、国公私立大学全体でみると、雇用形態別に「任期なし教員（月給制）」では「賞与・一時金・報奨金」への評価結果の活用が45%、「任期なし教員（年俸制）」では「給与」への活用が65%となっている。また、「任期付き教員（月給制）」は「賞与・一時金・報奨金」（45%）、「雇用継続・任期

延長」(38%)への活用が多く、「任期付き教員(年俸制)」は「給与」(65%)、「雇用継続・任期延長」(40%)への活用が多い<sup>3)</sup>。しかし「昇任」については、私立大学の36.3%が活用している一方、国立大学では3.4%にとどまり、今後も「利用しない・未定」と回答した割合は51.7%に上る。評価結果の給与・賞与への反映は進んでいるものの、多くの大学においては、業績評価と人事考課がそれほど連動していない様子がうかがえる。

「スペースの配分」「基礎的研究費の配分」「教員の一部業務の免除」「学内・研究所内の表彰・賞」への活用は、国公立大学のいずれもが消極的である。法人化後の各国立大学では、人件費削減により常勤教員数が減っていることに加え、近年は教育改革の影響により、教員は、教育活動や、業績評価や科研費の申請にかかる事務作業などの時間が増え、研究時間が減少している。実際、科学技術政策研究所の調査によれば、国立大学教員全体の研究時間は、2002年度の50.9%から40.1%に減少している。さらに旧帝大とその他の国立大学を比べると、前者の教員の研究時間は47.6%だが、後者では38.3%となっており減少幅が大きい(科学技術政策研究所2013)。給与・賞与への反映を除けば、研究費や研究時間の優遇などに結びつかない業績評価は、教員のモチベーション向上につながりにくいと考えられる。

また業績評価では、評価項目の設定の難しさも指摘されてきた。日本では各大学により実施される業績評価の方法が異なるが、教育活動や大学付属病院等で教員が行う臨床活動の評価は何をもって評価するかが難しく、研究活動においても人文・社会科学分野ではどう評価項目を設定するか、個々の大学がそれぞれ設定することは難しい(日本学術会議2012)。

#### (6) 業績評価の今後の動向

前項でみたように、これまで業績評価は人事考課や研究環境にそれほど反映されていなかったが、文部科学省は2019年度から人事給与マネジメント改

---

3) 2013年11月の「国立大学改革プラン」において、各大学の改革の取組みへの重点支援の際に年俸制の導入が条件とされたことから、年俸制の導入が国立大学で進んでいる。

革の実施を各国立大学に促している。文部科学省が2019年2月に出した「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」は、国立大学の教育研究力の強化と発展のためには、組織の礎である教員が高い意欲を維持することが不可欠であるとし、業績評価をそのための重要なツールと位置づけ、その結果を適切に処遇などに反映させ、教員のモチベーションの向上を図るべきであるとしている（文部科学省2019）。この改革では、年俸制の導入をさらに進め、業績評価とその処遇への適正な反映を徹底すること、教員の基本給を圧縮して業績給を拡大すること、などが国立大学に求められている。年俸はおもに固定的な給与である基本給と業績評価により決定する業績給からなるが、改革では、評価結果がプラス評価の場合は業績給が増額され、マイナス評価の場合は減額されるような反映方法も想定されている。

2017年10月現在ではすべての国立大学が業績評価を実施しているが（文部科学省2018a）、今後は、業績評価の結果をより積極的に教員個人と組織のパフォーマンス向上に活用するため、給与や処遇により反映する制度の整備が国立大学で進むと考えられる。

#### 4.2. 科研費審査としての研究評価

科研費は人文・社会科学から自然科学までの全分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とした、研究者個人と研究グループに対する「競争的研究資金」である。採択にあたってはピアレビューによる審査により助成対象を決定する。1999年度からは、科研費の規模の拡大に伴い、公募・審査・交付といった実務業務を文部省（現・文部科学省）から日本学術振興会に移管した。

助成の対象となる研究種目には、基盤研究（S・A・B・C）、特別推進研究、新学術領域研究、挑戦的研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究などがあり、助成期間はおおむね3年から5年である（種目により1年、2年、6年などもある）。

科研費予算は、1997年度には1000億円規模であったが、科学技術創造立

国政策のもと順調に増加し、1996年度の1018億円から2014年度は2305億円へと約2.26倍に拡充されている。その一方で新規応募件数も、1996年度からこれまで長期にわたり増加してきた。2018年度の新規応募件数は10万3672件、前年度よりも2.4%（2425件）増加している（文部科学省2018b）。

審査方法は2018年度に大きく変わっている。2017年度までは、321の研究細目（さらにキーワードにより432に細分化）で公募・審査を行い、書面審査、および書面審査とは異なる審査委員が実施する合議審査の2段階方式であった。しかし、日本の学術研究にとって新たな知の開拓に挑む「挑戦性」の追求が最重要課題であること、その一方で、交付金削減による大学教員の内部研究資金が縮減し、研究時間も減少、短期的成果をめざした研究が増加するといった現状をふまえ、科研費を学術の枠組みの変革・転換を志向する挑戦的な研究を積極的に支援する仕組みとするため、審査システム改革の見直しを行うこととした（山本2016）。

この結果、2018年度からは、細目を廃止し、新たな審査区分と審査方式を採用した。大区分（11）・中区分（65）は「総合審査」方式を採用した。「総合審査」では、個別の小区分にとられることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査を行う。また、審査のコメントをフィードバックすることにより、研究計画の見直しにつながるようにした。小区分（306）は、従来の「2段階書面審査」方式を効率化し、同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたり書面審査を実施し、採否を決定する仕組みに変更した。これにより、審査者自身も他の審査委員の評価をふまえ、自身の評価結果の再検討できるようになるほか、合議審査のための会議開催を省くことで審査を効率化した。

科研費事業は、これまでも2001年度に間接経費を導入したり、2011年度には科研費の基金化を図ったりするなど、日本の大学をとりまく研究環境の実態と問題点をふまえ、それへの対応措置として変更を行っている。それ自体は学術振興の観点から適切な改革であるといえる。しかし、科研費の採択率は全体で2018年度には24.9%まで下がり、年々競争が激しくなっている（文



部科学省研究振興局 2018)。交付金が年々減少し、科研費を獲得しなければ研究費を確保できないなか、研究者が継続的かつ安定して研究活動を行える環境が整えられているとはいいがたく、この状況で日本全体の研究力の向上が果たして図られるのかと疑問に思わざるをえない。

## おわりに

日本の大学評価制度は、被評価者である大学自らがその卓越性を証明するための根拠資料を作成する仕組みをとっており、かつ複数の評価制度が存在するため、大学側に負担の大きい制度となってきた。さらに国立大学法人評価にあっては、原則法人の運営に当てられる交付金は削減係数により毎年減額されてきた。他方、評価結果に基づく資金配分額は極めて小さく、交付金削減分を補填するには不十分で、そのうえでさらに「選択と集中」による競争的外部資金の配分の拡充が行われてきた。日本の大学財政は、イギリスや香港などと同様に、教育研究活動の基盤的経費となる交付金と競争的・外部資金からなるデュアルサポートシステムを原則としてきたが、現在このシステムは基盤的経費である交付金を削って、その分「選択と集中」により競争的外部資金を増やすシステムとなってしまっている。このため、大学は負担の多い評価に疲弊し、財政基盤の不安定化にさらされ、研究機能が低下している。当然ながら大学で研究を行う教員の研究費も縮小し、継続的に研究を遂行できる環境が整えられているとはいいがたい。さらに教員は、教育活動や業績評価への対応、科研費の申請などに時間をとられ、研究時間も減っている。

しかし政府には、この政策の方向性をしばらく見直す意向はないようにみえる。財務省の財政制度等審議会が「平成31年度予算の編成等に関する建議」(2018年11月20日)において、「評価に基づいて配分する額を運営費交付金のまずは10%程度、1000億円程度にまで拡大する」との提案を行い、この

提案はそのまま政府予算案として閣議決定（2018年12月21日）されたからである。

第5期「科学技術基本計画」（2016～2020年度）では、現代社会において遺伝子診断、再生医療、AIなどの科学技術を社会に実装するにあたって倫理的・法制度的な側面から検討すべき事例が増え、今後は人文・社会科学分野が参画する研究を進めるべきことが言及されている。しかし、日本の学術政策は自然科学分野に偏っており、人文・社会科学分野はこれまで軽視されてきた。そのため、日本の国立大学における人文・社会科学分野の研究は量的な弱さと、国際的な発信面での弱さを抱えている（林・土屋2016）。そのうえでさらに、政府の要請する教員養成系や人文・社会科学系の学部・大学院の見直しなどが進む。

日本学術会議が「学術の総合的發展をめざして——人文・社会科学からの提言——」（2017年6月1日）で提起するように、今後日本がとるべき政策の方向性は、自然科学分野と人文・社会科学分野の両方を含む学術全体を視野に入れた国の総合的学術政策を策定し、大学の基礎的な体力を確保したうえで、競争による資金配分を行い、日本全体の研究力を高めていくことではないだろうか。

### 〔参考文献〕

- 逸村裕・池内有為 2013. 「インパクトファクターの功罪 —— 科学者社会に与えた影響とそこから生まれた歪み ——」『化学』68（12）：32-36.
- 旺文社教育情報センター 2010. 『22年度国立大学法人運営費交付金——第1期中期目標の評価結果を反映——』旺文社教育情報センター. <http://eic.obunsha.co.jp/resource/topics/1004/0401.pdf>
- 2015. 『27年度国立大学法人運営費交付金』旺文社教育情報センター. [http://eic.obunsha.co.jp/resource/pdf/educational\\_info/2015/0513\\_02k.pdf](http://eic.obunsha.co.jp/resource/pdf/educational_info/2015/0513_02k.pdf)
- 2016. 『28年度国立大学法人運営費交付金』旺文社教育情報センター. [http://eic.obunsha.co.jp/pdf/educational\\_info/2016/0516\\_1.pdf](http://eic.obunsha.co.jp/pdf/educational_info/2016/0516_1.pdf)

- 関喜比古 2010. 「大学評価制度充実に向けての一考察——評価する側・される側——」『立法と調査』(307): 84-97.
- 科学技術・学術政策研究所 2018. 『日本の科学研究力の現状と課題』NISTEP ブックレット -I (ver.5). 科学技術・学術政策研究所. <https://doi.org/10.15108/nb1.ver5>
- 科学技術政策研究所 2013. 『日本の大学における研究力の現状と課題』NISTEP 科学技術・学術政策ブックレット Ver 1. 科学技術政策研究所. <http://hdl.handle.net/11035/2456>
- 国立大学協会 2007. 『国立大学法人計画・評価ハンドブック——次期中期目標・中期計画策定のために——』国立大学協会.
- 寫田敏行・奥居正樹・林隆之 2009. 「日本の大学における教員評価制度の進捗とその課題」『大学評価・学位研究』(10): 59-78.
- 酒井正三郎 2017. 『大学側からみた認証評価制度の課題と今後の在り方について』  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/043/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/20/1397540\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/043/siryo/_icsFiles/afieldfile/2017/10/20/1397540_2.pdf)
- 下條文武 2017. 『今後の認証評価制度国立大学法人評価との兼ね合いを踏まえて：評価側委員経験者としての意見』[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/043/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2019/01/21/1397540\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/043/siryo/_icsFiles/afieldfile/2019/01/21/1397540_3.pdf)
- 総務省統計局 2018. 『科学技術研究調査——調査の結果——』総務省統計局.  
<https://www.stat.go.jp/data/kagaku/kekka/index.html>
- 大学評価・学位授与機構 2014. 『高等教育分野における質保証システムの概要——日本——』第2版. [http://www.niad.ac.jp/n\\_kokusai/info/japan/overview\\_jp\\_j\\_ver2.pdf](http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/info/japan/overview_jp_j_ver2.pdf)
- 竹内健太 2019. 「国立大学法人運営費交付金の行方——「評価に基づく配分」をめぐる——」『立法と調査』(413): 67-76.
- 田中弘允・佐藤博明・田原博人 2018. 『検証 国立大学法人化と大学の責任——その制定過程と大学自立への構想——』東信堂.
- 中央教育審議会 2016. 『認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）』[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/\\_icsFiles/afieldfile/2016/03/25/1368868\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2016/03/25/1368868_01.pdf)
- 戸澤幾子 2011. 「高等教育の評価制度をめぐる——機関別認証評価制度と国立大学法人評価制度を中心に——」『レファレンス』(720): 7-28.
- 豊田長康 2019. 『科学立国の危機——失速する日本の研究力——』東洋経済新報社.
- 日本学術会議 2012. 『提言 我が国の研究評価システムの在り方——研究者を育成・支援する評価システムへの転換——』日本学術会議.
- 日本学術振興会 2015. 『科学研究費助成事業 2015（平成 27 年）新たな知の創造世界をリードする知的資産の形成と継承のために』<http://www.jsps.go.jp/>

j-grantsinaid/24\_pamph/data/pamph2015.pdf

- 根岸正光 1999. 「研究評価とビブリオメトリックス」『情報の科学と技術』49 (11) : 544-549.
- 林隆之 2010. 「大学の研究評価の変容と科学研究のガバナンス」『研究 技術 計画』24 (3) : 231-242.
- 2017. 「研究評価の拡大と評価指標の多様化」『情報の科学と技術』67 (4) : 158-163.
- 2018. 「大学評価の現場における人文・社会科学の研究評価の現状」『学術の動向』23 (10) : 16-23.
- 林隆之・土屋俊 2016. 「学問分野による「卓越性」指標の多様性——多様な研究成果への報償の必要——」石川真由美編『世界大学ランキングと知の序列化——大学評価と国際競争を問う——』京都大学学術出版会.
- 細井克彦 2007. 「大学評価の制度展開とその問題」『教育学論集』(33) : 1-12.
- 2018. 『岐路に立つ日本の大学——新自由主義大学改革とその超克の方向——』合同出版.
- 三菱総合研究所 2008. 『効果的・効率的な研究開発評価及び研究者等個人の業績に関する評価の先進事例に関する調査・分析報告書——研究者評価編——』文部科学省. [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2010/08/23/1296567\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/08/23/1296567_1_1.pdf)
- 2015. 『研究者等の業績に関する評価に関する調査・分析報告書』文部科学省. [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2015/05/20/1357995\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/05/20/1357995_01.pdf)
- 文部科学省 2010. 『国立大学法人化後の現状と課題について (中間まとめ)』文部科学省. [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houjin/\\_icsFiles/afieldfile/2010/07/21/1295896\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2010/07/21/1295896_2.pdf)
- 2018a. 『人事給与マネジメント改革の動向及び今後の方向性』文部科学省. [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/043/siryoo/\\_icsFiles/afieldfile/2018/08/03/1407795\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/043/siryoo/_icsFiles/afieldfile/2018/08/03/1407795_5.pdf)
- 2018b. 『平成30年度科学研究費助成事業の配分について』文部科学省. [https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/27\\_kdata/kohyo/data/h30/01/0-1.pdf](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/27_kdata/kohyo/data/h30/01/0-1.pdf)
- 2019. 『国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン——教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて——』文部科学省. [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/03/11/1289344\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/11/1289344_001.pdf)
- 山本智 2016. 『科学研究費助成事業 (科研費) 審査システム改革 2018』文部科学省. [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/28/1370488\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/04/28/1370488_01_1.pdf)